

新 見 市

市長定例記者会見

令和8年2月16日（月）
新見市役所 第1委員会室



新 見 市

～共に生きるやさしいまちづくり～

1

【介護予防・日常生活支援総合事業】 リエイブルメントプログラム導入事業

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
高	齢	者	支
援	課		
☎	72-6209	(1131)

○ 趣 旨

日常生活に何らかの支援が必要となり始めた高齢者に対し、「元の生活を取り戻す」ことを目的とした、介護予防プログラム「リエイブルメントプログラム」を導入する。「できることを手伝う」のではなく「できる力を取り戻す」ための支援プログラムにより、要介護状態への進行抑制と自立支援を図る。

○ 概 要

【対象者】 日常生活に何らかの支援が必要となった高齢者

【期 間】 3ヶ月間

【内 容】 (1) 理学療法士または作業療法士が、初回面接時に、目標設定及び身体機能測定を行う。
(2) 週1回、訪問または通所で、目標達成に向けた指導を行う。
(3) 最終回(12回目)において、再度、身体機能測定及び評価を行う。
(4) 評価結果により、高齢者に最適な活動を紹介する。

【開始時期】 短期集中サービス「リエイブルメントプログラム」の開始は、令和8年10月を予定

【事業費】 14,100千円

【財 源】 国庫交付金、県支出金、一般財源

～共に生きるやさしいまちづくり～

2

【口から食べる幸せプロジェクト】 お口の健康づくり推進事業

発 表 資 料
令 和 8 年 2 月 16 日
健 康 医 療 課
☎ 72-6129 (6602)

○ 趣 旨

青壮年期の歯周疾患罹患者数の減少や重篤化を予防し、定期的な歯科健診の受診及び正しいセルフケアの習慣化などの行動変容を促すため、検査を希望する事業所の従業員に対し、歯の健康に関する簡易検査及び指導を実施する。

「口から食べる幸せプロジェクト」の一環として、市歯科医師会と連携して進める。

○ 概 要

【内 容】 市内事業所において健康教室の際に簡易唾液検査を行い、歯科医師による結果説明及び歯科保健指導を行う。

【対象者】 市内事業所に勤務する20歳以上70歳未満の検査を希望する者

【事業費】 730千円

【財 源】 一般財源

～共に生きるやさしいまちづくり～

3

高齢者見守り事業

発 表 資 料
令和8年2月16日
高齢者支援課
☎ 72-6125 (1188)

○ 趣 旨

一人暮らしや、一人になる時間の多い高齢者、認知症などが原因で行方不明になる恐れのある高齢者に対して、総合的に見守り事業を実施する。高齢者の異変をいち早く察知することで、迅速かつ適切な対応を可能とする環境を整備し、家族などの心理的不安の解消に努める。

○ 概 要

	搜索身元確認事業	搜索位置検索事業	ICT見守り事業
対象者	本市に住所があり、認知症による行方不明等のリスクがある高齢者（65歳以上）を介護する者		本市に住所があり、在宅生活を営んでいる者で、次の条件のいずれかを満たす者 ①65歳以上の者のみの世帯に属する者 ②同一世帯員の就労等により長時間にわたり65歳以上の者のみの状態になる者
内 容	高齢者の衣類や持ち物に貼り付けが可能な「二次元コードシール」を身に付けてもらうことで、行方不明時に発見者が二次元コードを読み取り、家族などと伝言板上でやり取りを行う。	高齢者にGPS端末を所持してもらうことで、家族などによる所在確認が可能となる。	対象者に機器（緊急通報端末及び人感センサー）を貸与することで、緊急事態の通報や状況に応じて、救急車などの出動要請、親族及び協力者への情報の提供及び連絡などの必要な対応を行う。
事業開始日	令和8年8月1日（予定）		
事業費	537千円	728千円	2,122千円
財 源	国庫交付金、県支出金、一般財源		

出生祝金拡充事業

発 表 資 料
令 和 8 年 2 月 16 日
子 育 て 支 援 課
☎ 72-6115 (1124)

○ 趣 旨

子育て世帯の中でも、特に多子世帯は経済的にも負担が大きいことから、第2子、第3子を産みやすくするために、本年4月以降に出産された方に、第2子からの出生祝金を10万円ずつ増額し、第5子以降50万円支給する。既存の子育て支援施策と併せて実施することで「子育てしやすいまち」、「子育て世帯に選ばれるまち」を目指す。

○ 概 要

【支給要件】 子の出生時、本市に住民登録がある保護者。ただし、保護者が養育している22歳以下の子の人数に応じて給付額を加算する。

【支給額】	第1子	給付額	100,000円	(うち、に一みんポイント	50,000円分)
	第2子	給付額	200,000円	(うち、に一みんポイント	100,000円分)
	第3子	給付額	300,000円	(うち、に一みんポイント	150,000円分)
	第4子	給付額	400,000円	(うち、に一みんポイント	200,000円分)
	第5子以降	給付額	500,000円	(うち、に一みんポイント	250,000円分)

【支給方法】 申請後初回の振り込みは一律100,000円(内に一みんポイント 50,000円分)とし、第2子以降は残りの金額を10回に分け、毎月支給し、合計11回の支給とする。

例	1回目	2回目～11回目
第5子 (500,000円)	100,000円	400,000円(毎月40,000円)
	現金(振込) 50,000円	現金(振込) 20,000円
	に一みんポイント 50,000円分	に一みんポイント 20,000円分

【予算額】 19,400千円

【財 源】 国庫交付金、一般財源

～少子化対策～

5

学校給食費完全無償化事業

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
学	校	教	育
課			
☎	72-6146	(6242)

○ 趣 旨

小・中学校の児童生徒の学校給食を完全無償化で提供することで、保護者の納付の手間や事務の負担を軽減し、子どもたちの健やかな成長を支える教育環境を整える。

○ 概 要

- 【事業概要】 保護者から給食費を徴収せず、また、学校での集金を行わないことで負担を軽減し、児童生徒に完全無償化で学校給食を提供する。
- 【対象者】 市立小・中学校に在籍する児童・生徒
- 【対象者数】 小学校：875人
中学校：540人
(令和8年度児童生徒数見込)
- 【事業費】 110,000千円
- 【財 源】 国庫交付金
- 【その他】 学校給食費応援に一みんポイント事業は令和7年度をもって終了する。



放課後児童クラブ運営委託事業

○ 趣 旨

民間団体が独自に設置・運営していた放課後児童クラブの支援員不足や運営に係る保護者負担を解消するため、希望するクラブについて、市が設置し、民間企業に運営を委託する。（公設民営方式）

○ 概 要

【内 容】 これまで放課後児童クラブは、クラブ毎に支援員・保護者などにより運営委員会を立ち上げ、民設民営方式で運営・活動を行っていたが、さまざまな課題解決を図るため、民間のノウハウを導入する。
このため、支援員の人材不足解消、保護者役員の事務負担解消、研修や指導体制の強化による支援員の資質向上などが期待できる。

【スケジュール予定】
令和8年4月～ 運営委員会への説明
7月～ 業者選定（プロポーザル方式）
10月～ 事業移行協議
令和9年1月～ 事業開始

【事業費】 21,000千円

【財 源】 国庫交付金

～少子化対策～

7

新見高校コーディネーター配置事業

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
教	育	連	携
推	進	課	
☎	72-6156	(6206)

○ 趣 旨

市教育委員会に配置している、学校連携コーディネーターに加え、新たに新見高校へ常設のコーディネーターを配置し、探究学習における関係機関との調整や高校の魅力化推進を図る。

○ 概 要

- 【内 容】
- ①新見高校の探究学習をさらに促進し、地域に根ざした高校づくりを行い、高校の魅力を創出する。活動にあたって、高校と地域、関係機関との連絡調整を図る。
 - ②高校魅力化推進事業（資格取得助成、留学支援、部活動専門人材派遣）の周知や申請手続きを取りまとめ、事務手続きなどの支援を行う。

【配 置】 週1日（4時間）×1名
（全体：週4日（4時間／日×2日）×2名

【勤務条件】 会計年度任用職員

【事業費】 533千円

【財 源】 一般財源



大規模避難所空調整備事業

発表資料	
令和8年2月16日	
教育総務課	教育連携推進課
☎72-6145 (6203)	☎72-6156 (6208)

○ 趣 旨

災害時の大規模避難所となる市内の小・中学校及び公立大学の体育館に空調設備を整備する。
 災害時の慣れない避難生活による身体的負担の軽減など、防災拠点としての機能強化を図るとともに、児童生徒・学生などの熱中症対策を図る。

○ 概 要

	小・中学校体育館	公立大学体育館
内 容	災害時の避難所に指定されている施設に空調設備を整備する。避難所機能の強化を図るとともに、市民の健康を守る。	
実施校	思誠小学校、新見第一中学校	新見公立大学
スケジュール	令和8年度 設計業務 令和9年度 設置工事	
設計費	11,800千円	7,000千円
財 源	地方債	

～安心・安全なまちづくり～

9

小学校熱中症対策事業

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
学	校	教	育
課			
☎	72-6146	(6243)

○ 趣 旨

近年の気温上昇に伴い、小学生の通学などの熱中症リスクによる安全性の確保が求められている。特に、熱中症のリスクが高い小学生の徒歩通学時における対策のため、徒歩で通学する児童に対しランドセル用接触冷感パッドを貸与することで、通学時の熱中症を未然に防止する。

○ 概 要

- 【内 容】
- ①各小学校の対象者数を調査する。
 - ②必要数のランドセル用接触冷感パッドを購入する。
 - ③各小学校で対象児童へ貸与する。

【対 象 者】 小学校の徒歩通学児童全員

【対象者数】 735人（令和8年度徒歩通学児童数見込み）

【貸与時期】 令和8年6月下旬

【事業費】 2,100千円

【財 源】 ふるさとにのみ応援基金

市街地循環バス「ら・くるっと」運行体制の拡充

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
交	通	対	策
課			
☎	72-6122	(1177)

○ 趣 旨

市街地循環バス「ら・くるっと」の運行路線を延伸させるとともに、利用者の多いエリアに内循環線を新設し、現行の1台から2台体制に増便する。将来にわたって持続可能で利便性の高い地域公共交通体系に向けて運行体制を拡充する。

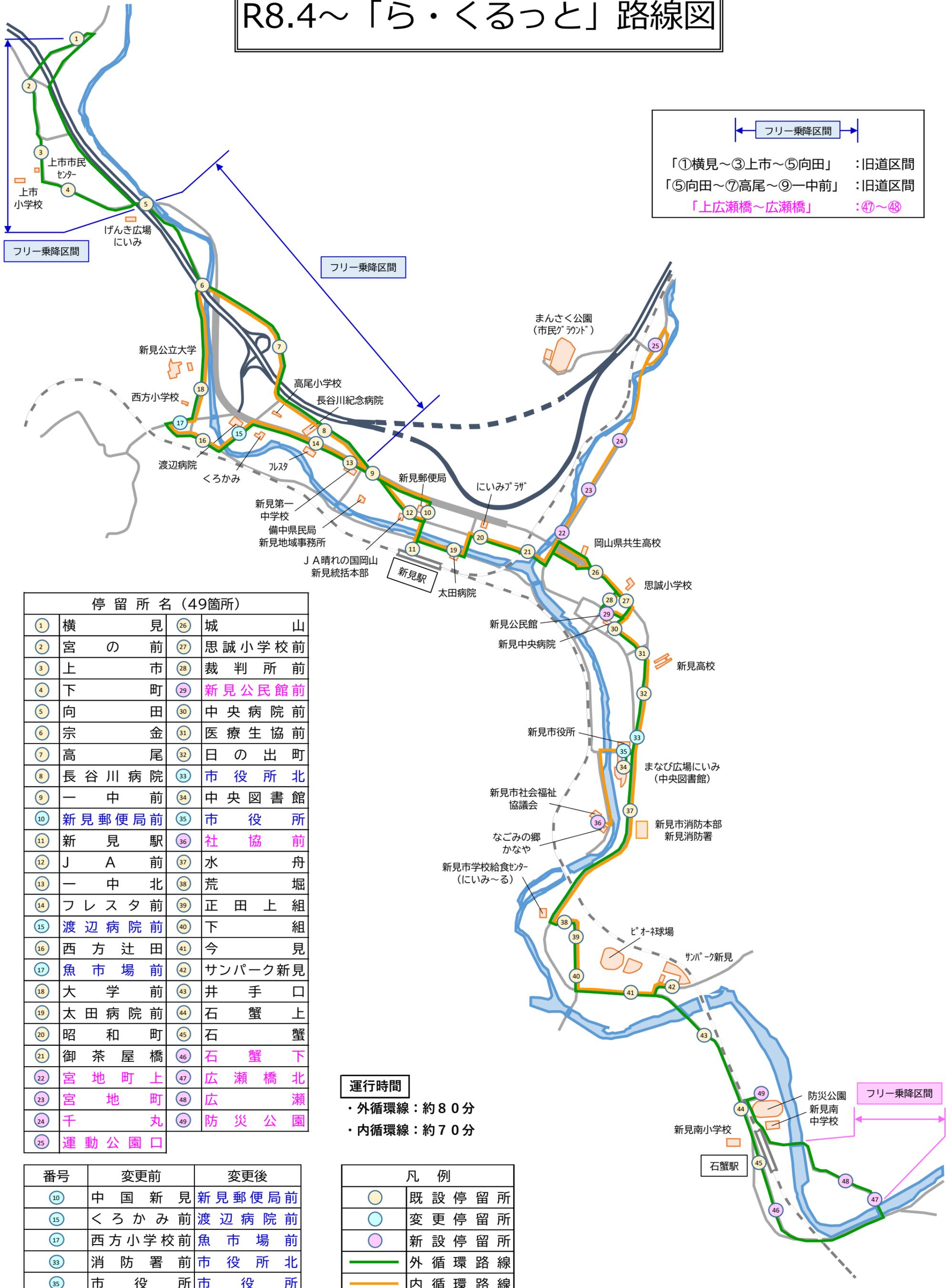
○ 概 要

- 【運行経路】 ①外循環線：横見 — 新見駅 — 防災公園
②内循環線：宗金 — 新見駅 — サンパーク新見
- 【延伸路線】 ①石蟹 — 防災公園（正田広瀬経由）
②市役所 — 社協前
③宮地町上 — 運動公園口（新見龍頭方面）
- 【運行便数】 外循環線：7便／日、内循環線：7便／日（土日祝日は5便）
- 【運 賃】 200円
 ※100円：高校生以下、障害者手帳など所持者、
 おかやま愛カード所持者
 ※無料：未就学児
- 【運行開始】 令和8年4月1日
- 【事業費】 11,500千円
- 【財 源】 一般財源



内循環線バスイメージ

R8.4~「ら・くるっと」路線図



フリー乗降区間

「①横見～③上市～⑤向田」 :旧道区間
 「⑤向田～⑦高尾～⑨一中前」 :旧道区間
 「上広瀬橋～広瀬橋」 :④⑦～④⑨

①	横見	②⑥	城山
②	宮の前	②⑦	思誠小学校前
③	上市	②⑧	裁判所前
④	下町	②⑨	新見公民館前
⑤	向田	③⑩	中央病院前
⑥	宗金	③⑪	医療生協前
⑦	高尾	③⑫	日の出町
⑧	長谷川病院	③⑬	市役所北
⑨	一中前	③⑭	中央図書館
⑩	新見郵便局前	③⑮	市役所
⑪	新見駅	③⑯	社協前
⑫	J A 前	③⑰	水舟
⑬	一中北	③⑱	荒堀
⑭	フレスタ前	③⑲	正田上組
⑮	渡辺病院前	④⑰	下組
⑯	西方辻田	④⑱	今見
⑰	魚市場前	④⑲	サンパーク新見
⑱	大学前	④⑲	井手口
⑲	太田病院前	④⑲	石蟹上
⑳	昭和町	④⑲	石蟹
㉑	御茶屋橋	④⑲	石蟹下
㉒	宮地町上	④⑲	広瀬橋北
㉓	宮地町	④⑲	広瀬
㉔	千丸	④⑲	防災公園
㉕	運動公園口		

運行時間

- ・外循環線：約80分
- ・内循環線：約70分

番号	変更前	変更後
⑩	中国新見	新見郵便局前
⑮	くろかみ前	渡辺病院前
⑰	西方小学校前	魚市場前
⑳	消防署前	市役所北
㉑	市役所	市役所

● (Yellow)	既設停留所
● (Light Blue)	変更停留所
● (Pink)	新設停留所
— (Green)	外循環路線
— (Orange)	内循環路線

消費生活センター設置事業

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
交	通	対	策
課			
☎	72-6122	(1171)

○ 趣 旨

安心・安全なまちを目指し、市民からの消費生活に関する相談を市内で完結させるため、消費生活相談員を常駐させた新見市消費生活センターを設置する。

○ 概 要

【設置場所】 交通対策課内

【相談日時】 月曜日～金曜日（ただし、土・日・祝日 12/29～1/3を除く）
8時30分～17時15分

【主な業務内容】

- ①相談対応：商品やサービスの契約トラブル、返金・解約、悪質商法などに関する相談の受付
- ②情報提供：消費者の立場から、問題解決のための助言や必要な情報の提供
- ③啓発活動：高齢者などを対象とした出前講座などを通じて、消費者被害を未然に防ぐための知識の普及活動

【設置時期】 令和8年4月1日

【事業費】 2,948千円

【財 源】 一般財源

～地場産業の育成～

12

産業施設出店支援事業

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
商	工	観	光
課			
☎	72-6137	(1252)

○ 趣 旨

産業に係る地域課題（A級食材の活用、宿泊施設の不足、小売店の不足など）の解決に取り組むことを目的に、事業者に対して補助制度を新設する。地域課題の解決に取り組むとともに、市内経済の活性化を図る。

○ 概 要

【内 容】

対象事業	補助率	限度額
千屋牛を活用した飲食店誘致 （鉄板焼き、フレンチなど）	1／2以内	5,000千円
宿泊施設誘致（民泊）	1／2以内	3,000千円
支局管内などへのコンビニ誘致（立地は都市計画区域 から10km以上離れた場所又は各支局管内）	1／2以内	5,000千円
フランチャイズ店誘致	1／2以内	10,000千円

※創業・事業承継支援事業補助金、空き家活用推進事業補助金との併用はできない。

【事業費】 20,000千円

【財 源】 国庫交付金
一般財源

観光地経営戦略プロジェクト

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
商	工	観	光
課			
☎	72-6136	(1254)

○ 趣 旨

厳しい人口減少社会の中で、観光は、国内交流はもちろん、旺盛なインバウンド需要の取り込みにより交流人口や観光消費額を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。また、地域社会と地域経済に好循環を生む持続可能な観光地域づくりを推進していく上で、地域の核となる観光地域づくり法人（DMO）の果たすべき役割もますます重要となってきている。

このため、有識者で構成する新見市観光地経営戦略会議を設け、「選択と集中」の考え方にに基づき、新見市全体として中長期的（4～5年間）に目指す観光ビジョン及びビジョンを実現するための具体的な戦略を策定し、統一したコンセプトを基にどの地域、どの施設に人的資源や財源を集中的に割り当てるかを明確にしていく。併せて、観光振興の司令塔となる観光地域づくり法人を設立運営するため、その体制確保を図りながら、地域DMOとしての登録を目指していく。

○ 概 要

【内 容】 (1) 観光地経営戦略策定

- ◎新見市観光地経営戦略会議の設立・運営
- ◎新見市観光地経営戦略の策定
 - ①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの企画開発 ③周遊環境整備 ④旅行商品流通環境整備
 - ⑤情報発信・プロモーション

(2) 観光地域づくり法人の設立・運営

観光振興の司令塔となる観光地域づくり法人を設立・運営するため、必要となる体制を確保する。

- ①職員の増員 ②市からの職員派遣 ③市からの受託事業の拡大 ④収益事業の拡大

【事業費】 (1) 7,828千円 (2) 11,000千円 計 18,828千円

【財 源】 国庫交付金、一般財源

ちはら ゆりな
千原由理奈氏「新見市ふるさと大使」に委嘱

発 表 資 料
令和8年2月16日
商 工 観 光 課
☎ 72-6136 (1254)

○ 趣 旨

フィットネスモデルプロでインフルエンサーとしても活躍されている、西方出身の千原由理奈氏を「新見市ふるさと大使」に委嘱する。本市の魅力を広く発信していただくことにより、本市のイメージアップとともに、地域振興及び観光振興の向上を図る。

○ 概 要

【千原由理奈氏の経歴】

出身地：新見市西方

経 歴：新見市立新見第一中学校（ダンスチーム：ディライト所属）

岡山県立総社南高等学校（ダンス部所属）

ダンス&アクターズスクール（大阪市）所属

オリックス・バファローズ公式ダンス&ヴォーカルユニット

「ビーズガールズ」所属

株式会社スキシウムプロダクション（大阪市）代表取締役

主な実績：「SASUKE2025」出場

SSAボディメイクコンテンツ（4年連続プロ戦日本一）

世界最高峰の障害物レース「スパルタンレース」優勝・準優勝ほか

【委嘱日】 令和8年3月27日

【その他】 現在の「新見市ふるさと大使」：石原祐美子氏（チキチキジョニー）



令和 8 年 3 月市議会定例会提出案件

発	表	資	料
令	和	8	年 2 月 16 日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

付議案件 52件 うち 条例29件 予算15件 その他7件 報告1件

(条例29件)

- 1 組織・機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例
本年4月1日から予定している組織・機構の改編に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。
- 2 新見市特定の事務を取り扱う郵便局の指定に伴う関係条例の整理に関する条例
特定の事務を取り扱う郵便局の指定に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。
- 3 新見市市長、副市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
この度の本市職員に対する懲戒処分における監督責任として、市長の給料月額を3カ月、副市長の給料月額を2カ月減額するため、条例の一部を改正するもの。
- 4 新見市火災予防条例の一部を改正する条例
林野火災予防の実効性を高めるため、所要の規定を整備するほか、国の省令等改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 5 新見市消防団に関する条例の一部を改正する条例
実情と乖離している消防団員の定数を改めるなど、条例の一部を改正するもの。
- 6 新見市地域づくりセンター条例の一部を改正する条例
地域運営組織の拠点施設である新見市布瀬地域づくりセンターを新たに追加するため、条例の一部を改正するもの。
- 7 新見市営バスの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
哲多地域の予約型乗合タクシーの本格運行に伴い、市営バス路線の一部を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 8 新見市消費生活センター条例
相談員が常駐する消費生活センターを設置するため、条例を制定するもの。

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

- 9 新見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
令和8年度以降の保険税率等を見直すことについて、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 10 新見市保育所条例の一部を改正する条例
新郷保育所及び新砥保育所を閉所するため、条例の一部を改正するもの。
- 11 新見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
国の法令改正に伴い、所要の規定を整備するため、新たに条例を制定するもの。
- 12 新見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 13 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
「みなし支援員制度」が令和8年3月31日に期限を迎えることから、期限を延長するよう、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 14 新見市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 15 新見市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 16 新見市教員住宅条例の一部を改正する条例
今後の利用が見込まれない新郷教員住宅を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 17 新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
新砥小学校の統廃合に伴い学校名を削除するため、条例の一部を改正するもの。
- 18 新見市移住交流支援センター条例の一部を改正する条例
施設の管理方法を指定管理から直営管理に変更するため、条例の一部を改正するもの。
- 19 新見市哲多ふるさと市場条例を廃止する条例
管理者の高齢化等に伴い、当該施設の維持管理が困難となっていることから、条例を廃止するもの。

令和 8 年 3 月市議会定例会提出案件（つづき 2）

発	表	資	料
令	和	8	年 2 月 16 日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

- 20 新見市神郷公共放牧場条例の一部を改正する条例
採草放牧場及び採草地の利用者が減少していることや、管理者の高齢化に伴い、当該土地の維持管理が困難となっていることから、野原採草放牧場及び野原採草地を廃止するため、条例の一部を改正するもの。
- 21 新見市火入れに関する条例の一部を改正する条例
新見市火災予防条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 22 新見市手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 23 新見市建築確認事務等手数料条例の一部を改正する条例
- 24 新見市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 25 新見市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 26 新見市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
(22から26は同じ提案理由) 県の条例改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 27 新見市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例
国の法令改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。
- 28 新見市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 29 新見市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(28、29は同じ提案理由) 非常時における給排水設備等の復旧が円滑に実施できるよう、条例の一部を改正するもの。

(予算 15 件)

- 1 令和 8 年度新見市一般会計予算
- 2 令和 8 年度新見市診療所特別会計予算
- 3 令和 8 年度新見市国民健康保険特別会計予算
- 4 令和 8 年度新見市介護保険特別会計予算
- 5 令和 8 年度新見市後期高齢者医療特別会計予算

発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

- 6 令和8年度新見市観光事業特別会計予算
- 7 令和8年度新見市萬歳財産区特別会計予算
- 8 令和8年度新見市水道事業会計予算
- 9 令和8年度新見市下水道事業会計予算
- 10 令和7年度新見市一般会計補正予算（第10号）
- 11 令和7年度新見市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 12 令和7年度新見市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 13 令和7年度新見市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 14 令和7年度新見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 令和7年度新見市萬歳財産区特別会計補正予算（第2号）

（その他7件）

- 1 新見市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
現行の計画が本年度末で満了することから、新たに計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
千屋花見地域の事業計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により議会の議決を求めるもの。
- 3 字の区域・名称の変更について
国土調査事業の実施により、字の異なる土地を合筆することに伴い、字の区域及び名称を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。
- 4 市道路線の認定について
新たに市道として管理するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

令和 8 年 3 月市議会定例会提出案件（つづき 4）

発	表	資	料
令	和	8	年 2 月 16 日
総	務	課	
☎	72-6204	(1207)

5 市道路線の変更について

市道旭町線の終点位置を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

6 新見市大竹地域づくりセンターの指定管理者の指定について

本年4月から新たに指定管理を行う施設について、新見市公の施設指定管理者選定委員会において選定された者を指定管理者に指定するため地方自治法第244条の2第6項及び新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により議会の議決を求めるもの。

7 新見市大佐B & G海洋センター等の指定管理者の指定について

本市の公の施設で、現在の指定管理期間が本年3月末に終了する施設について、新見市公の施設指定管理者選定委員会において選定された者を次の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるもの。

（報告1件）

1 市長の専決処分した予算について

（令和7年度新見市一般会計補正予算（第9号））

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙の執行経費について、早急に予算措置を行う必要が生じたため。

令和7年度3月補正予算 会計別集計表

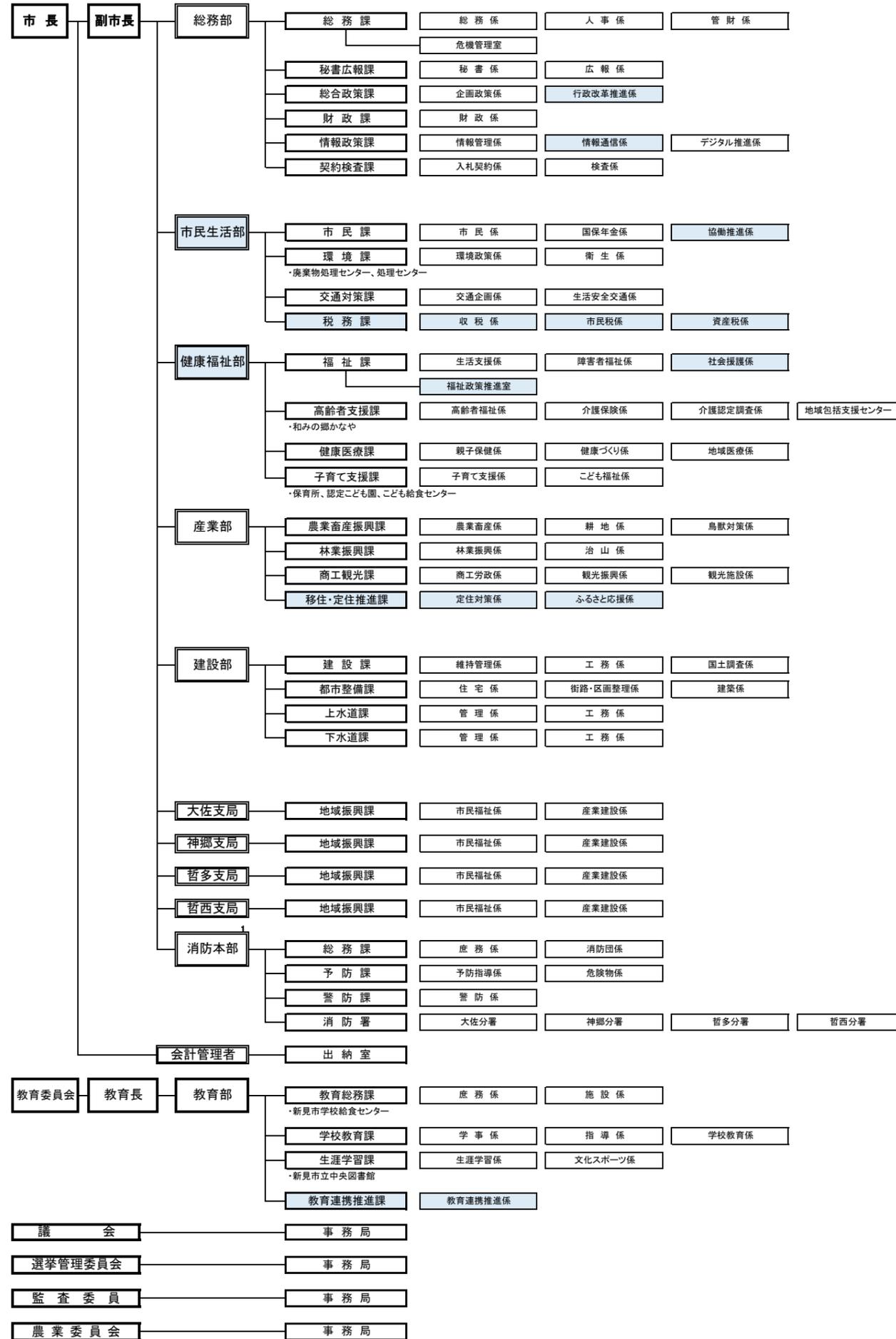
発	表	資	料
令	和	8	年
2	月	16	日
財	政	課	
☎	72-6160	(1224)

(単位：千円、%)

会 計 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後	前年度同期 増減率	前年度同期額
一 般 会 計	28,968,072	(10号) 429,045	29,397,117	△ 5.6	31,146,067
診 療 所 特 別 会 計	222,706	(3号) △ 49,961	172,745	9.6	157,596
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	3,437,596	(4号) 76,386	3,513,982	1.6	3,457,187
事 業 勘 定	3,242,608	83,495	3,326,103	1.8	3,268,109
直 営 診 療 施 設 勘 定	194,988	△ 7,109	187,879	△ 0.6	189,078
介 護 保 険 特 別 会 計	5,151,519	(5号) △ 25,762	5,125,757	1.4	5,053,858
保 険 事 業 勘 定	5,128,233	△ 24,723	5,103,510	1.4	5,033,294
介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定	23,286	△ 1,039	22,247	8.2	20,564
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	637,978	(2号) 33,070	671,048	5.1	638,193
観 光 事 業 特 別 会 計	83,494		83,494	△ 24.2	110,118
萬 歳 財 産 区 特 別 会 計	1,612	(2号) 339	1,951	120.0	887
特 別 会 計 合 計	9,534,905	34,072	9,568,977	1.6	9,417,839
水 道 事 業 会 計	2,039,080		2,039,080	0.4	2,031,953
下 水 道 事 業 会 計	2,961,582		2,961,582	3.3	2,868,014
企 業 会 計 合 計	5,000,662		5,000,662	2.1	4,899,967
合 計	43,503,639	463,117	43,966,756	△ 3.3	45,463,873



令和7年度 新見市組織図



令和8年度 新見市組織図

